

村岡区小学校等再編検討委員会(第7回)

日時:令和8年9月15日(火)19:30～

場所:村岡地域局 301会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 校歌の選定方法について
- (2) 校章デザインの応募資格について
- (3) 閉校式の日程について

4 報告事項

- (1) 教職員による課題検討委員会の検討状況について
- (2) 宝樹保育園認定こども園化の概要について

5 次回協議事項について

次回開催日 令和 年 月 日() 19時から
村岡地域局 301会議室

6 閉 会

1. 校歌の選定方法について

	選定方法（案）
①	現在の村岡小学校の校歌を使用する。
②	現在の校歌を変更して使用する。
③	作詞のみ公募し、作曲は専門家に依頼する。（音楽教諭への依頼を含む）
④	作詞作曲を一括して公募する。
⑤	作詞作曲を一括して専門家に依頼する。（音楽教諭への依頼を含む）
⑥	旧村岡町の町歌を変更して使用する。

2. 校章デザインの応募資格について

	応募資格（案）
①	資格不問（村岡小学校の未来に対する熱い想いを持つ方ならどなたでも応募可）
②	村岡区内にお住まいの方又は村岡区内の学校に縁のある方
③	香美町内にお住まいの方又は村岡区内の学校に縁のある方

村岡区統合小学校 校章デザイン 募集要項(案)

1. 趣旨

令和10年4月に、村岡、兎塚、射添の3小学校を新設統合し、『村岡小学校』を開校するにあたり、「校章デザイン」を募集します。

新しい学校が地域の学校として、みなさまに愛される小学校となるようにとの思いを込めた校章にしてみませんか。たくさんのご応募をお待ちしています。

2. 募集内容

村岡小学校校章デザイン

3. 校章の基本コンセプト(いずれかが考慮させていること)

- ① 村岡、兎塚、射添の3小学校統合にふさわしいデザイン
- ② 校名を考慮したデザイン
- ③ 地域の特色や歴史などを考慮したデザイン

4. 応募資格

--

5. 作成要領

- ・新生『村岡小学校』の校章としてふさわしく、自作未発表のものとする。
- ・作品は、概ね一辺10cm程度の枠を書いたA4サイズの白紙用紙を使い、用紙1枚に1作品、一人1点までとします。
- ・図案の色は問いません。(ぼかしは不可)
- ・単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないようにしてください。
- ・校旗等にも使用できるデザインをお願いします。
- ・デザインのねらいやアピールなどの説明を余白に記入してください。
- ・AI(人工知能)によって生成されたロゴマークについては、著作権侵害等、著作権の問題を生じる恐れがあるのでAI生成画像の応募は禁止します。

6. 応募方法

必要事項(住所、氏名、年齢、電話番号)を記入の上、香美町教育委員会教育総務課まで、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法により提出してください。

〒667-1392 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 390-1

香美町教育委員会 教育総務課

TEL 0796-94-0101 FAX 0796-98-1532

Email kyouikusoumu@town.mikata-kami.lg.jp

7. 募集期間

令和8年9月25日(金)から10月31日(土)まで(郵送の場合は当日消印有効)

8. 賞及び賞品

賞状及び賞金●●万円

※受賞者が18歳未満の場合は保護者へ贈呈します。

9. 選考・採用

応募作品は、村岡区小学校等再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)において選考し、香美町教育委員会が決定します。

10. 結果発表

選考の結果については応募者へ通知します。また、町広報、ホームページ等で発表します。その際は作品とともに応募者氏名を公表します。

選考結果への異議申し立ては一切受け付けません。

11. 注意事項

- ① 応募作品及び付随資料は返却いたしません。
- ② 応募に伴う費用は応募者の負担となります。
- ③ 応募作品に著作権に関わる問題が生じた場合、すべて応募者の責任とし、応募者により解決するものとします。
- ④ 採用後においても作品の類似等、募集要項違反が認められた場合には、採用を取り消すことがあります。
- ⑤ 採用作品について、一部修正、変更又は加除のお願いをすることがあります。
- ⑥ 応募総数が極めて少ない場合や相応しい作品がない場合、選考を取りやめ、校章の決定方法について、検討委員会で再度検討することがあります。
- ⑦ 採用作品の応募者は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利)を行使しないものとします。
- ⑧ 採用作品の著作権及びその他一切の権利(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)は、香美町に帰属いたします。
- ⑨ 応募のあった氏名等の個人情報については、目的外では使用いたしません。
- ⑩ 年齢18歳未満が応募する場合は、保護者が了承の上応募してください。
- ⑪ その他、応募作品の選考にあたり疑義が生じた場合は、検討委員会において協議します。

【問い合わせ先】

香美町教育委員会 教育総務課 担当:清水幸信

TEL 0796-94-0101

Email kyouikusoumu@town.mikata-kami.lg.jp

教職員による課題検討委員会の検討状況について

①学校運営部会

項 目	検討結果
事前交流	・ 令和9年度に実施予定（各学期1回） 年間5回予定している4校でのチャレンジプランのうち2回を活用する。 （1学期・2学期） 小代小学校は、学習する時間に村岡小学校に来校する。
主な行事	・ 運動会5月第2週の土曜日 ・ 自然学校5月下旬 ・ 修学旅行11月第1週か第2週の木・金（小代小学校に要確認）
校時表	・ 現在の村岡小の校時表を基本に検討する。（通学バスの時刻が決定後、検討に入る）
保護者説明会	・ R9年度2学期に実施予定で調整する。
P T A	別途検討（現P T Aの解散、財産処分等は各校P T Aで検討）する。R8年度2学期中に3PTA会長が集まり方向性を決める。

②生活指導部会

項 目	検討結果
制服	・ 新設校になるため新しい制服とする。（一着目の買い替えは町補助要望）
体操服	・ 新設校になるため新しい制服とする。（一着目の買い替えは町補助要望）
上履き	・ 規定なし
学校生活の約束	・ 3校の約束をすり合わせる。
くらしの約束	・ 3校の約束をすり合わせる。

③学習指導部会

項 目	検討結果
学習の約束	・ R9年度から統一する。
家庭学習のきまり	・ R9年度中に3校でする合わせをする。
持ち物	・ 入学説明会で伝える新1年生の持ち物をもとに検討する。基本的には、村岡小学校で使用しているものに合わせる。
総合・ふるさと学習（3年環境体験事業等）	・ 今後のカリキュラム編成に向け、令和8年度中に3校ですり合わせをする。

社会福祉法人宝樹保育園 認定こども園化の概要

(令和8年9月15日現在)

認定こども園化の時期 令和9年4月1日

経営者 社会福祉法人宝樹福祉会 理事長 西村蓮希

認定こども園化のこれまでの経過

- ・ 令和7年11月27日 香美町総合教育会議にて村岡区就学前施設を認定こども園化することが決定される。
- ・ 令和8年3月17日 社会福祉法人宝樹福祉会 理事会でその提案を受け、社会福祉法人宝樹保育園を認定こども園化することを承認する。
- ・ 令和8年5月10日 社会福祉法人宝樹保育園を廃園し、新たに社会福祉法人むらおか認定こども園の認可申請を兵庫県に提出する。
- ・ 令和8年5月29日 兵庫県こども政策課より担当者の方が施設視察に訪れる。
- ・ 令和8年8月31日 兵庫県庁にて理事長、香美町担当者が出席し、認定こども園審査会に参加する。

主な変更点

	認定こども園化前	認定こども園化後
名称	社会福祉法人宝樹保育園	社会福祉法人むらおか認定こども園
対象	0～4歳児	0～5歳児
定員	50名	55名